

夕陽丘基金について

「夕陽丘基金」は大阪市が行う施策と連携して、現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV 被害者やその同伴者（おもに子ども）に対して、経済的な援助を行い、心身の回復を図り、自立を支援することを目的に平成16年3月23日に大阪市の女性団体などが設立しました。「夕陽丘基金」はすべて市民の皆様一人ひとりの募金から成り立っています。DV 根絶をめざし、被害者の方が一日も早く再出発ができるようにという願いをこめた募金です。

緊急一時保護施設に避難した被害者への支援

募金を活用し、新しい生活を始められた方のなかには、“被害を受けた方にお役立てください”と、お金を返してくださる方も少なくありません。DV は被害者のほとんどが女性であり、年々相談件数も増加しています。自治体でも被害者の相談や、一時保護、自立支援に立ち上がっていますが、被害者が公的支援を受けられるようになるまでの援助はほとんどない、というのが現状です。DV から生命からがら避難した人の中には配偶者が生活費を渡さない、働くことを邪魔されるといった『経済的DV』を受けていた人もいて、経済面でのハンデがとても大きいのです。

【実際の活用例】

保護命令の申請に要する費用（切手代、収入印紙代など）
一緒に連れてきた赤ちゃん、幼児の着替え、おしめなど育児用品の購入
仕事や家を探すときの交通費、ケガや病気の治療費、 など

「夕陽丘基金」の活用例のとおり、金額的には必ずしも高いものではありませんが、着の身着のまま避難してきた人にとっては『かけがえのない援助』です。これを再出発の第一歩にして、新しい生活をスタートさせて頑張っている人が多くおられます。これからもDVの根絶と、DV被害者の自立を応援する「夕陽丘基金」の活動の輪をもっと広げていくために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

ご支援・ご寄付のお願い

「夕陽丘基金」は、個人や団体のみなさまからの寄付で成り立っています。ご寄付いただいたお金は、緊急一時保護施設等に入所されたDV被害者の方の保護命令等の手続き費用や生活費、医療費等の支援やDV防止にむけた啓発活動などに活用させていただきます。

みなさまからのご支援をどうぞよろしくお願いします。

【振込先】 郵便振替口座
口座番号：00990-7-190552
口座名称：夕陽丘基金



「夕陽丘基金」に関するお問合せは
一般財団法人
大阪市男女共同参画のまち創生協会内
「夕陽丘基金」運営委員会事務局
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 5-6-25
クレオ大阪中央内
TEL:06-7656-9040
FAX：06-7656-9045

DVの防止 被害者の保護・自立支援のための

夕陽丘基金 ニュース

第16号
特別号



イラスト：夕陽丘基金「手とハート」

発行：「夕陽丘基金」運営委員会事務局（一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会内）
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 5-6-25 T e l：06-7656-9040 F a x：06-7656-9045

特集1 困難を抱える若年女性への支援の現状と課題について ～少女・若い女性に寄り添う若草プロジェクトの活動から～

特集2 居場所のない子どもたちにぬくもりのある生活を ～10代後半女子の自立を支援する子どもセンターぬっくの活動から～

Withコロナの時代、日常生活は大きく変わりました。人との距離の取り方やコミュニケーションの方法も今までの『あたりまえ』がそうでなくなり、人とのつながりのあり方について考える機会となりました。テレワークなどオンラインの活用とともに、暮らし方・働き方の可能性が広がる一方で、DVや性暴力の増加や深刻化の懸念、女性の雇用・所得への影響など、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されないような取り組みが求められています。

そこで、夕陽丘基金ニュース第16号は、特別号として、困難を抱える若年女性への支援を行っている一般社団法人若草プロジェクト代表呼びかけ人 村木厚子さんと特定非営利活動法人子どもセンターぬっく理事長 森本志磨子さんに寄稿いただきました。



3月8日は「国際女性デー」。女性の権利及び国際平和のための日として国連が定めた記念日です。2021年のテーマは、「**リーダーシップを発揮する女性たち：コロナ禍の世界で平等な未来を実現する**」です。

このテーマは、世界各地で今よりも平等な未来の実現と、コロナ禍からの回復に取り組む女性と少女の賢明な努力をたたえるものとして、国連ウィメンから発表されました。社会生活のあらゆる領域において意思決定に女性がかかわる権利、同一賃金、無償のケア労働や家事労働の平等な分担、女性と少女に対するあらゆる形の暴力の根絶、女性と少女のニーズに応えた保健医療サービスの提供などを訴えるテーマです。



特集1 困難を抱える若年女性への支援の現状と課題について ～少女・若い女性に寄り添う若草プロジェクトの活動から～

一般社団法人若草プロジェクト 代表呼びかけ人 村木 厚子さん

若草プロジェクトは、貧困、虐待、ネグレクト、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存、育児ノイローゼなどに苦しむ少女・若年女性（以下、「少女たち」という）の支援を、次の3つを柱に行っています。



- ①「つなぐ」：少女たちと支援者をつなぐ、支援者同士をつなぐ、企業や社会と支援の現場をつなぐ
- ②「ひろめる」：社会全体の認知度を高め、また、少女たちに相談できる場所があることを知ってもらう
- ③「まなぶ」：少女たちに接する機会のある人が、その実状を学び、「信頼される大人」になる

1. 活動から見えてきた少女たちの現状と課題

SOSを出しやすい場所がない

SOSを出す、相談するという行為は、少女たちにとって如何にハードルが高いかを支援者として実感しています。LINE相談でも、抱えている問題を少女たちが持ち出すまでに長い時間がかかります。そのため、もっと敷居の低い場所として、今年、秋葉原にアロマや占いなども取り入れ気軽に立ち寄れる「まちなか保健室」をつくりました。

制度の狭間にあって支援が脆弱である

この分野の現行の法律としては、児童福祉法、DV防止法、売春防止法などがありますが、児童福祉法は原則18歳未満が、DV防止法は配偶者等からの暴力の被害者が、売春防止法は売春のおそれのある女性を対象です。一方、私たちのもとを訪れる少女は、10代後半から20歳代前半の、どの法律の対象にもならないケースが中心です。したがって、公的な資金援助がほとんどなく、厳しい運営を迫られています。行政も重い腰を上げ、厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」から中間とりまとめが出されました（令和元年10月）。縦割りでない総合的な「困難を抱えた女性支援」のための法律の制定の可能性が見えてきましたが、まだ、その機運は十分に高まっていません。

社会全体のこの問題への認識が低い

支援対象となる少女たちは、「問題行動のある子」といった冷たい視線を浴びることも多く、特に男性の理解を得ることが難しいように感じます。

新型コロナウイルス拡大が弱者に大きく影響

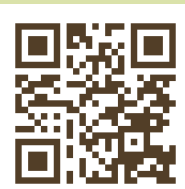
コロナ危機により、相談は急増しました。多くの若年女性がコロナの打撃が大きい非正規雇用、サービス業に従事しており、職を失う、あるいは大幅な収入減となって困窮しています。また、ステイホームの中で家庭内での虐待等のリスクも高まっています。この問題への取り組みの強化が急務であることが明らかになっています。

若草プロジェクト活動紹介

若草プロジェクトは、困難を抱えた若い女性や少女たちを支援するため、LINE相談や「若草ハウス」「まちなか保健室」などにより少女たちを直接支援する活動、「若草メディカルサポート基金」「若草×服の“チカラ”プロジェクト」などにより全国の施設と企業をつなぐ活動、連続研修会など多様な活動を展開しています。

ホームページ

<https://wakakusa.jp.net>



2 課題を踏まえての今後の活動の方向

「つなぎ先」とのネットワークの形成

安心できる相談窓口と、その後の居場所の確保等は、基本です。私たちもこれまでやってきた支援を充実させるとともに、全国からの相談に対応するために、面談、同行、シェルターの提供などを行うことのできる支援者と繋がり、連携・協働を強めて行きたいと思っています。モデル事業として始めた保健室で私たちが得たノウハウ等も全国に提供していきたいと考えています。

企業等を巻き込んだ支援ネットワークの強化

公的な支援制度の有無にかかわらず、民間の支援体制の強化は必要だと考えています。特に、少女たちの支援は、少女たちが主体的に自分の人生を選び取っていくことを支援することであるため、「食えること」「着ること」「学ぶこと」「住むこと」「仕事に就くこと」等々の多分野での支援が欠かせません。こうしたことを応援できる「理解者」「支援者」を増やしたい、特に、大きな組織力、資金力、人材力を持つ企業を巻き込みたいと考えています。このため、全国の施設と企業をつなぐデジタル・プラットフォーム「TsunAが〜る」をスタートさせました。

困難を抱えた若年女性の支援のための法律の制定

困難を抱えた女性の支援の強化のためには、この分野をトータルにカバーする法律が必要です。法律の制定に向けて同じ志を持つ多くの関係者とともに、しっかりと政治への圧力をかけていきたいと思っています。

社会の理解の促進

少女たちの抱える問題の理解を促進するため、またウイズコロナの時代になっても広報活動や研修活動などを後退させないため、2020年12月1日からオンラインで支援者向けに研修などを提供する「若草チャンネル」を開始しました。みなさまの登録をお待ちしています。

若草プロジェクト
公式YouTubeチャンネル
<https://onl.tw/NtfZAuH>



私たちは、少女たちの直接支援のみならず、同じ志を持つ支援施設の皆様に対する応援も強化して、少女たちの支援を強化したいと考えております。みなさまと様々な形で連携できることを心から願っています。

【プロフィール】

村木 厚子（むらき あつこ）さん
津田塾大学 客員教授

1955年高知県生まれ。土佐高校、高知大学卒業。78年労働省（現厚生労働省）入省。女性政策、障がい者政策などに携わる。2009年、郵便不正事件で有印公文書偽造等の罪に問われ逮捕・起訴されるも2010年無罪が確定、復職。2013年から2015年まで厚生労働事務 次官。退官後は津田塾大学客員教授を務めるほか、伊藤忠商事(株)社外取締役などを務める。また、累犯障がい者を支援する共生社会を創る愛の基金や、生きづらさを抱える若年女性を支援する若草プロジェクトの活動に携わっている。

著書「日本型組織の病を考える」（角川新書）
「あきらめない」（日経BP社）
「公務員という仕事」（ちくまプリマー新書）など



特集2 居場所のない子どもたちにぬくもりのある生活を ～10代後半女子の自立を支援する子どもセンターぬっくの活動から～

特定非営利活動法人子どもセンターぬっく 理事長 森本 志磨子さん

NPO法人子どもセンターぬっく（以下「ぬっく」といいます）は、10代後半女子の自立を支援する団体であり、子どもシェルター、自立援助ホーム、電話相談等を行っています。2015年に、弁護士、元児童相談所職員、シングルマザーやDV被害者支援をしている方など有志が集まって設立しました。



1 子どもシェルター（2016年4月開始）

虐待等により自宅が安全安心でなく、今日眠るところのない10代後半の女子に対し、緊急一時保護の家（子どもシェルター）を提供しています。一軒家を借り上げ、職員が24時間常駐し、三食手作りの料理を提供し、子どもたちの日常生活に寄り添っています。期間は、原則2か月程度まで、年にのべ25～30人前後を受け入れてきました。

子どもたちは、自室の掃除、洗濯・食器洗い以外に決められた日課はなく、マンガ・本、テレビ、ダンス、筋トレ・トランポリン、羊毛フェルト・編み物、お菓子作り、公園でスポーツ等をして日中過ごしており、「子どもとして過ごせる場所」となっています。安全安心を守るため、個人のスマホは使えず、外出も一人

ではできませんが、社会生活から一定距離を置くことで、まずは心身をゆっくり休め、その上で次の居場所を探します。

また、親に虐げられ、大切にされてこなかった未成年者には、その気持ちや意思を丁寧に拾い上げ、その表明や実現に協力する大人が必要不可欠です。その役割を果たすのが、職員に加え、一人ひとりに就く子ども担当弁護士（コタン）です（無料）。親との連絡調整、親権停止・扶養請求・離縁・生活保護申請同行といった法的支援に加え、通院同行、賃貸物件探しから買い物同行といった実質的な支援も行い、支援の間隙が生じないように努めています。

等の社会生活をしながら、金銭管理や生活力を身につけ、精神的自立を図れるように、半年から2年程度かけて準備をする「自立援助ホーム」の運営を開始しました。

2 自立援助ホーム（りこ）「Re-Co」（2020年4月）

もっとも、子どもシェルターは、次の行き先探しに難航して長期化したり、学校やアルバイトを中断したくない子どものニーズに応えることができません。そのため、2020年4月より、学校やアルバイト

【プロフィール】

森本 志磨子（もりもと しまこ）さん
弁護士

2000年10月弁護士登録。一般民事や家事事件、特にDVや生活困窮相談、虐待・非行等で居場所のない子どもの総合的支援、性虐待・性被害事件の代理人、社会福祉法人の相談等をおこなう。2002年よりCVV（社会的養護の当事者エンパワメントチーム）のスタッフ、2012年より週末里親、性暴力救援センター大阪（SACHICO）の協力弁護士。2015年NPO法人子どもセンターぬっく理事長に就任。2016年4月より虐待等により居場所のない10代後半女子等のための自立支援活動を開始。



3 支援の現状と課題

子どもシェルターの課題 ～連携体制と資金的手当ての制度化～

子どもシェルターの設立時には、中卒や高校中退で仕事を転々としたり見つからない女子や、被虐待の18、19歳女子など、施設入所や一時保護等が難しい「制度のはざまにいたる10代後半の女子」を想定していましたが、実際は一時保護所が満床である、施設退所後20歳を超えた後仕事が行かない、少年院の仮退院先がないなど制度のはざまにいたる13歳から24歳までの女子を受け入れてきました。

しかし、20歳以上の女性に生活の場を提供するような既存の制度がなく、生活保護を利用して私的契約での入居する場合や、試験観察中の18・19歳の少年が入居する場合があります。その場合には、その人数分、ただでさえ十分でない措置費が削減されてしまいます。また、中学・高校在籍者に対して、シェルターから登校させることが原則難しく十分な教育保障ができていません。

子どもシェルター入居者の3割には、虐待や本人の特性・障がいなど様々な要因により、自傷・摂食障害・自殺企図・PTSD症状等の精神症状が見られます。そのため婦人科・精神科等さまざまな通院同行に加え、職員を後

追いしたり不定愁訴を繰り返す入居者の対応に追われ、まれに救急搬送となる場合もあります。ハードケースが続くと、職員の精神的負担が増して蓄積するため定員未満でも受け入れを一旦止めざるを得ない事態も生じています。若年妊婦や出産後の女子についても、既存の制度では受入先がないため、年に1、2件くらい入居があります。出産を控えている場合、急遽、夜勤を2名体制に変更することもありましたが、これを何カ月も続けることは難しく、綱渡りの運営を迫られています。入院する精神病院から社会復帰のきっかけとする目的で受け入れたこともありましたが、子どもシェルターだけで丸抱えするには限界があります。

社会的入院ケースや若年妊婦やPTSD症状を有する女子を受け入れる場合には、医師・看護師・助産師・臨床心理士等の巡回訪問、オンラインも利用したスーパービジョンやケース検討、症状悪化時には速やかに病院で受け入れる等、特に医療関係者との連携体制が必要不可欠です。資金的手当てとともに制度化していくことが急務であると考えています。

自立援助ホームの課題～生活する力のある子どもたちの支援にむけて～

自立援助ホームには、現在、高校生5名、大学生1名が入居しています。本来、就業支援や一人暮らしの準備支援を想定していましたが、それ以前の「養育」という側面を多く担う必要があり、日々試行錯誤が続いています。

子どもシェルターからの入居も多いため、虐待や発達障がい等を背景とした、発達課題の積み残しに加え、心のケア（自傷や、愛情を埋めるための金銭・物欲等への対応）が相当程度必要なケースも多いです。そのような状況において、学校に通うだけで疲れて帰ってくる子どもたちに、家事やアルバイトをどの段階でどこまで実践してもらうべきかは課題です。

不登校という問題一つとっても虐待被害によるフラッシュバックや自傷による不眠等の背景事情がある難しいケースもあれば、毎日の持ち物点検や嫌な友達がいる、面倒くさい等の背景事情によるケースがあります。ケース

によって、異なる対応を取りつつそれを子どもたちにどう納得してもらうか、スマホの不適切利用や依存への対応、金銭感覚をどう養っていくのか等、課題は山積みです。

今後、一定期間、家賃等を国が負担し、民間の賃貸物件を借りて生活の場を提供し、自立援助ホームを基幹施設として位置づけ、職員も加配するシステムが急務ではないかと考えています。子どもの能力や状況等に応じて必要な頻度で、支援住宅から基幹施設に通い巡回訪問を実施する。自立援助ホームは最大半年くらいで退去し、その後は支援住宅へ移ります。徐々に自己負担額を増やしていくことで金銭感覚を養っていくなど、より実践的な自立支援につながり、生活の場さえあれば生活する力のある子どもたちへの支援にもつながるのではないかと考えています。今後も、現場の経験や知識を蓄積し、より実践的な支援を模索していけたらと思っています。

NPO法人子どもセンターぬっく活動紹介

2015年、弁護士や民間有志でNPO法人を立ち上げ、翌16年4月より虐待等により居場所を失った10代後半女子のための緊急一時保護の家「子どもシェルター」の運営を開始。翌17年5月から「居場所のない子ども110番」（電話相談）を開始、シェルター入居に限らず、居場所探しや親子関係調整等の支援をする。2020年4月より中長期的な自立準備の家「自立援助ホームRe-Co（りこ）」の運営を開始。 ホームページ <http://www.nukku.info>



令和2年度 夕陽丘基金から緊急一時金を交付



DVや性被害などの暴力被害により保護が必要な女性への一時保護・シェルターを運営している被害者支援団体（7団体）に、支援活動維持のため、1団体10万円の緊急一時金を交付しました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、寄付や活動資金などの減少により活動が困難となる被害者支援団体が少なくない状況の中、活動スタッフの方への人件費やシェルターや事務所の家賃や光熱水費など幅広く柔軟に活用できる助成金交付事業を令和3年2月に実施しました。

交付対象となった7団体は、以前に実施していた団体助成事業の利用経験のある団体でDVや性被害などの暴力被害により保護が必要な女性への一時保護・シェルターを5年以上運営している大阪市内を中心に活動している被害者支援団体です。

チャリティグッズのご案内

夕陽丘基金のチャリティグッズは、購入することで、DVやデートDV防止にむけた啓発とDVの被害者保護と自立支援活動を応援出来るグッズです。ご購入いただいたみなさまが、実際に身に着けたり、使ったり、プレゼントとして使って下さることで、DVを許さないという気持ちとを一緒に広げていくことができます。

ハートフルリボンブローチ
1個300円



夕陽丘絵葉書7枚セット
1セット500円



ロゴマーク入りトートバッグ
1個500円



ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

・大阪市配偶者暴力相談支援センター

DV相談専門電話 06-4305-0100
月～金 9:30～17:00

・クレオ大阪女性総合相談センター

総合相談受付 06-6770-7730
悩みの電話相談 06-6770-7700
火～土10:00～20:30 日・祝10:00～16:00

メールによるDV相談



メールによる女性相談

DVから逃れて安全を確保したいとき

- ・各区役所 保健福祉課 月～金 9:00～17:30
- ・各警察署 生活安全課 緊急時は110番
- ・子どもに関する相談
大阪市の児童虐待ホットライン 0120-01-7285 24時間対応

令和元年度 夕陽丘基金 活動報告

1. 寄付金の収受等	収入総額	701,467円
(1) 寄付金・募金		380,533円
大阪市地域女性団体協議会		229,237円
個人・団体・グループ		151,296円
(2) チャリティグッズ売り上げ		156,900円
(3) 貸付返済金		164,000円
(4) 利子		34円



チャリティグッズ（トートバッグ）

2. 緊急一時保護施設入所のDV被害当事者への資金貸付	622,330円/51件
(内訳) 生活費	444,100円/22件、交通費 74,230円/17件
医療費	77,000円/13件、手続き費用 27,000円/4件

3. DV防止並びに被害者支援のための研修・啓発事業

「女性に対する暴力をなくす運動」期間啓発事業 参加 340名

講演会「子どもや女性への暴力と虐待の現実～児童虐待・DVの連鎖をなくすために～」

DVと児童虐待は家族内の暴力として密接な関係にあります。

児童虐待を防ぐためには、子どもへの支援だけでなく、DV被害者への支援も欠かせません。また、DV被害者支援でも、子どもの安全や就学などの問題など、子どもへの支援の視点が欠かせません。児童虐待とDVの連鎖を失くすために必要なこと、できることを考えました。

▶日時：令和元年11月16日（日）10:30～12:00

▶会場：クレオ大阪中央 ホール

▶講師：山縣 文治氏（関西大学人間健康学部教授・厚生労働省 社会保障審議会 児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員長）
雪田 樹理氏（弁護士・特定非営利活動法人いくの学園 理事長、性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員）

▶コーディネーター：細見 三英子氏（ジャーナリスト、夕陽丘基金運営委員）

▶主催：夕陽丘基金運営委員会、大阪市地域女性団体協議会、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会



児童虐待防止の「オレンジリボン」
女性への暴力防止の「パープルリボン」
二つのリボンが一つのハートになり
暴力の根絶をめざします



【参加者感想（一部抜粋）】

- ・「こうのとりのゆりかご」について、報道されていることだけで理解していましたが、お話を聞くことで実状とそのウラにある利用者の想いを知ることができ、自身の考えが大きく変わり理解が深まりより知識を深めたいと思いました。
- ・「0日児死亡」ショックな言葉です。もし、10代にそんな事になったら私はどうできただろうか？と思う。
- ・児童虐待を受けている子ども達に手を差し伸べていきたい。子ども達の将来性を摘み取りたくない。虐待されている人が、将来の楽しみをみつけ帰ってこられる場所があればいいと思う。
- ・支援学校の教師だが、孤立している教師も多くコミュニケーションが取れない人が増えたと思う。